

令和3年3月26日

保護者各位

調布市子ども生活部保育課  
課長 荒木 優一

保育施設における新型コロナウイルス感染拡大防止への協力について  
(令和3年3月版)

日頃から、市内保育施設における新型コロナウイルスの感染拡大防止対策に、御理解、御協力を賜り感謝申し上げます。

国は、一都三県を対象とする緊急事態宣言を解除しましたが、東京都においては、医療提供体制は改善しているものの、新規陽性者数は増加に転じており、依然として厳しい感染状況にあります。リバウンドや変異株による感染の急拡大を防ぐため、飲食店等の営業時間短縮を継続するとともに、不要不急の外出自粛の徹底、謝恩会や歓送迎会等の会食の自粛など、引き続き感染症対策を徹底することとしております。

今後、市内でも感染者が増加することが懸念されることから、市内各保育施設では、引き続き感染拡大防止対策に努めて参りますので、保護者の皆様におかれましては、下記事項について、御理解、御協力のほどよろしくお願いいたします。

記

1 園内での感染拡大防止のために御協力いただきたい事項

(1) 登園に際して

登園前に園児の体温を計測し、発熱や呼吸器症状等の風邪症状がみられる場合は、登園を見合わせていただくようお願いいたします。過去に発熱等が認められた場合にあつては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは、同様の取扱いをお願いいたします。

併せて、園児の同居家族に発熱や呼吸器症状などの風邪症状がある場合は、可能な範囲で園児の登園を控えていただくよう御協力をお願いいたします。

ただし、発熱や呼吸器症状等が、新型コロナウイルスによるものではないと医師が判断した場合は、この限りではありません。なお、症状等で心配がある場合は、主治医と相談したうえで、在籍園に御相談ください。

(2) 同居家族等がPCR検査を受ける又は濃厚接触者と指定された場合

速やかに在籍園に情報提供をお願いするとともに、少しでも園内での感染拡大を防止するため、この状況が判明した段階で登園を見合わせ又は早退していただくようお願いいたします。

仮に園児が感染した場合、その園児の最終登園日やその状況によって、施設の休園の必要性及びその日数が決まります。

## 2 感染又は濃厚接触者と判定された場合に、園にお伝えいただきたい情報

### (1) 園児又は同居の家族等が感染した場合

- ア 感染判明までの経緯（感染判明日・PCR検査日・症状が出始めた日等）
- イ 所管の保健所
- ウ 現在の状況（熱や咳等の症状の有無，入院，自宅療養等）
- エ 他の同居の家族等の症状
- オ その他，園への感染に関係しそうな情報

### (2) 園児又は同居の家族等が濃厚接触者と判定された場合

- ア 濃厚接触者と判定されるまでの経緯（判定日・誰の感染によるものか等）
- イ 所管の保健所
- ウ PCR検査の予定の有無
- エ 本人の現在の症状（熱，咳等）の有無
- オ その他，園への感染に関係しそうな情報

## 3 行事について

毎年定例的に行っている園行事についても、園毎に施設や人的状況を考慮し、実施を見送る又は形状を変えて実施するなどの対応を行う場合がありますが、園内での感染拡大防止を目的とした取組であることを御理解くださいますようお願いいたします。

担当：調布市子ども生活部保育課

電話：042-481-7132・7133